

土地改良事業展開対策事業（継続）

【27（27）百万円】

対策のポイント

土地改良事業の今後の展開方向について多角的な検討を行います。

（土地改良事業の効果）

土地改良事業は、農業生産にとって最も基礎的な資源である「農地」「水」の整備・保全に係る事業であり、その効果は、

- ① 国内農業の生産性の向上と食料供給力の強化
 - ② 持続的な農業生産活動を通じた多面的機能（国土の保全等）の発揮
- など、農家のみならず、国民全体に広く波及します。

政策目標

農地、農業用水等の整備・保全

－農地、農業用水等の整備・保全を達成するための土地改良事業を後押し－

<内容>

土地改良事業の展開方向に関する多角的な検討

土地改良事業の持つ多様な機能を効果的に発揮させるとともに、農業のグローバル化など喫緊の課題に対応するため、土地改良事業の今後の展開方向に関して多角的な検討を行います。

- ① 既存施設の有効活用の検討
- ② 更新事業の円滑な推進の検討
- ③ 農業・農村の持つ多面的機能の発揮等の多様な役割を積極的に発揮させるための検討
- ④ 検討結果の普及活動 等

<事業実施主体等>

1. 事業実施主体 全国土地改良事業団体連合会
2. 補助率 定額
3. 事業実施期間 平成20年度～平成24年度

【担当】農村振興局設計課

北林・渡部 （03）3502-8695（直）